

アユ禁漁期間と禁漁区域の公示

小国川漁業協同組合内共第 11 号第五種協同漁業権遊漁規則第 9 条並びに行使規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおりアユ漁業の禁漁期間と禁漁区域を定める。

令和 6 年 7 月 22 日

小国川漁業協同組合
代表理事組合長 伊藤 欽一



記

1. 目的 産卵親魚を保護し、翌年の天然アユの遡上を確保するため。
2. 禁漁期間 令和 6 年 10 月 10 日 (木) ～ 10 月 16 日 (水) まで【7 日間】
3. 禁漁区域 富長橋下端から上流 200 m までの区間 (看板掲示)
4. 漁具・漁法 すべての漁具・漁法 (釣り、投網等)

【アユ禁漁区域図】

ここから (富長橋下端)

ここまで (富長橋上流 200m)

